

長野県障がい者工賃向上計画 2024

(2024 年～2026 年)

令和 7 年（2025 年）3 月

長野県健康福祉部障がい者支援課

目 次

- 1 はじめに
 - (1) 計画の策定趣旨
 - (2) 計画の性格と役割
 - (3) 計画の対象期間
 - (4) 計画の対象事業所
- 2 本県の現状と課題
 - (1) 目標平均工賃月額と実績の推移
 - (2) 主な支援策の活用状況とその効果
 - (3) 事業所の類型別実績
 - (4) 対象事業所と利用者の状況
 - (5) 工賃向上に向けた現状と課題
- 3 目標平均工賃月額
 - (1) 長野県の目標平均工賃月額
 - (2) 目標平均工賃月額の設定の考え方
- 4 工賃向上の取組方針
 - (1) 重点施策
 - (2) 重点施策を推進するための支援策
- 5 工賃向上に向けた役割
 - (1) 県
 - (2) 事業所
 - (3) 市町村
 - (4) 民間企業・農業者等
- 6 進捗管理等
 - (1) 対象事業所の工賃実績の把握と公表
 - (2) 工賃向上計画の進捗管理

参考資料

1 はじめに

(1) 計画の策定趣旨

障がい者が地域で自立した生活を送るための経済基盤づくりとして、就労支援は重要です。一般就労を希望する方がその能力や適性に合った仕事で一般就労できるように、また、一般就労が困難な方には就労継続支援B型事業所等における工賃の水準が向上するように、それぞれ支援していく必要があります。

長野県では、平成19年度から5年間の工賃倍増計画を、平成23年度からは4期にわたり工賃向上計画を策定し、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（以下「障害者優先調達推進法」という。）に基づく調達の推進や、平成20年度からは「福祉就労強化事業」の実施など、事業所の支援に取り組んできました。その結果、平均工賃月額が平成18年度の「10,548円」から令和4年度は「16,930円」に増加しました。

令和5年度の実績は23,301円となりましたが、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定により平均工賃月額の計算方法が変更になったことによる影響が大きいことから、正確な実態を把握した上で、更なる工賃水準の向上を図るための効果的な取組が必要です。

このため、これまでの取組の成果と課題を整理し、令和6年度（2024年度）以降の工賃向上計画を策定します。

(2) 計画の性格と役割

本計画は、「長野県障がい者プラン2024」で「重点的に取り組む施策」として示した「出番があり生きがいを感じられる生活の保障」を実現するために、具体的に取り組む行動計画です。

また、この計画は、対象事業所の自主的・積極的な活動を促すとともに、関係行政機関や事業所団体、経済団体等の関係者による官民一体となった取組を推進するものです。

(3) 計画の対象期間

令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までの3年間とします。

なお、計画期間中は、取組状況の点検や評価を実施し、必要に応じて、随時計画を見直します。

(4) 計画の対象事業所

原則として就労継続支援B型事業所とします。

ただし、就労継続支援A型事業所、生活介護事業所及び地域活動支援センターのうち、「工賃向上計画」を作成し、工賃向上に意欲的に取り組む事業所も対象とします。

なお、目標平均工賃月額の算定は、就労継続支援B型事業所のみとします。

2 本県の現状と課題

(1) 目標平均工賃月額と実績の推移

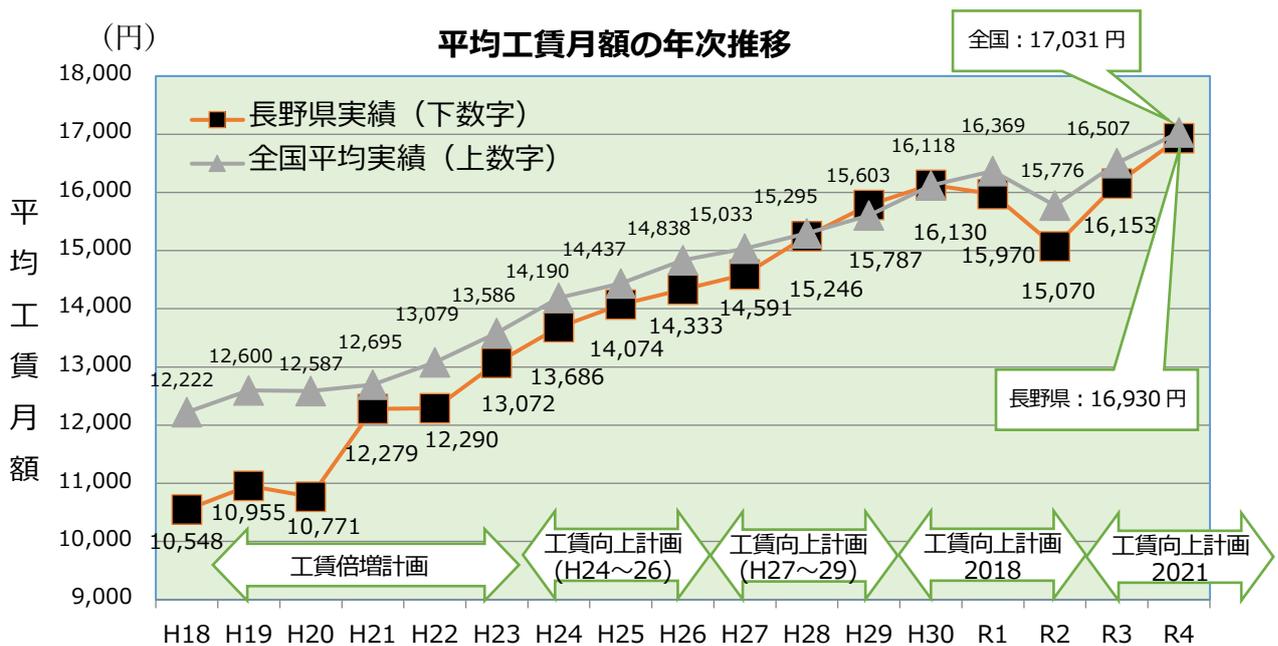
令和4年度の平均工賃月額は16,930円で、令和3年度比4.8%増加しました。

県の平均工賃月額の実績は、平成30年度まで増加が続いていましたが、令和元年度は台風19号災害、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響などで前年度より減少しました。令和3年度からは徐々に経済活動が正常化したことなどにより再び増加に転じました。

また、平成29年度と平成30年度は全国平均の実績を上回っていましたが、令和元年度からは下回る状況が続いています。

(単位：円)

年度		R2	R3	R4	R4/R3
長野県	目標	18,000以上	16,000以上	18,500以上	—
	実績	15,070	16,153	16,930	104.8%
全国平均の実績		15,776	16,507	17,031	103.2%
全国平均との格差		▲706	▲354	▲101	—



(2) 主な支援策の活用状況とその効果

主な支援策のうち、農福連携を実施している事業所及び農業就労チャレンジ事業を活用した事業所の平均工賃月額の実績は県の平均を上回っており、効果はあったと考えられます。

令和4年度に民間専門技能活用支援を活用した事業所の工賃は県の平均を下回りましたが、過去に同事業を活用した事業所の平均は県平均の伸び率を上回っていることから、成果があったと考えられます。

○主な支援策の令和4年度実績

主な支援策	主な支援内容	工賃実績	活用事業所数
農福連携を実施している事業所	-	17,866 円	151 か所
農業就労チャレンジ事業	農福連携の推進のため、各地域で農業者と事業所をコーディネートし、必要に応じて農業就労チャレンジサポーターを派遣	19,535 円	52 か所
工賃向上セミナー	工賃向上のための経営改善等の手法を学べる機会を設けるセミナーを開催	16,390 円	99 か所
民間専門技能活用支援※	民間の専門技能を有する多様な人材を事業所のニーズに応じて派遣し、工賃向上を図る	13,939 円	6 か所
(参考) 長野県平均工賃月額	-	16,930 円	317 か所

※参考 「民間専門技能活用支援」実施事業所の工賃実績

	実施年度実績額 (A)	R 4 実績額 (B)	増加額	B/A
R2 年度(13 か所)	14,263 円	17,468 円	3,205 円	122.5%
R3 年度(11 か所)	20,231 円	21,480 円	1,249 円	106.2%

(3) 事業所の類型別実績

「長野県障がい者工賃向上計画 2018」から、事業所間の工賃格差の拡大や運営上の課題の違いがあることから、工賃実績と特徴により事業所を類型化して、支援を実施してきました。

18,000 円以上の事業所以外の事業所は、平成 30 年度（新型コロナウイルス感染症流行前の平均工賃月額）に比べて令和 4 年度の平均工賃月額は増加しました。

類型	工賃実績	特徴	H30		R4		増減額 (R4-H30)
			平均工賃	事業所数 (割合)	平均工賃	事業所数 (割合)	
A	18,000 円以上 (R2目標)	工賃向上に積極的に取り組んでおり、一定水準以上の工賃を支給している	25,825 円	86 (33%)	25,597 円	119 (38%)	-228 円
B	10,000 円以上 18,000 円未満	事業手法等に課題を抱えているため、工賃実績が伸び悩んでいる	13,463 円	104 (39%)	16,074 円	107 (34%)	2,611 円
C	10,000 円未満	工賃向上の意欲はあるが、手法が分からないため工賃実績が低い	7,131 円	60 (23%)	7,316 円	67 (21%)	185 円
D	新規事業所	各年度（令和2年、令和4年）に開所した事業所	10,469 円	14 (5%)	11,949 円	24 (7%)	1,480 円

(4)対象事業所と利用者の状況

対象事業所（就労継続支援 B 型事業所）数及び利用者数は、毎年増加しています。

年度	R1	R2	R3	R4	R5	R5/R1
事業所数(カ所)	270	283	301	317	321	118.9%
利用者数(人)	5,687	5,806	5,935	6,222	6,277	110.4%

(5) 工賃向上に向けた現状と課題

令和5年度に県内の就労継続支援 B 型事業所を対象にアンケートを実施したところ、工賃向上に向けた現状と課題について、以下の回答がありました。

ア 価格に関すること

- ・ 施設外就労先、請負契約をしている相手との価格交渉が難しい。
- ・ 自主製品等の価格転嫁が難しい。

イ 仕事や販路の確保に関すること

- ・ 仕事（生産活動）の確保。（利用者全員ができる仕事量の確保）
- ・ 利用者の障がい特性に合った仕事の確保。
- ・ 仕事が単発で終わってしまい、継続性がない。
- ・ マッチング（商談）の場が少ない。
- ・ 自主製品（農福連携含む）の販路を見つけることが難しい。
- ・ 農福連携において閑散期（冬）の作業が課題。
- ・ 農福連携の認知度の更なる向上。

ウ 仕事の技術に関すること

- ・利用者に対する職員の技術指導・助言の能力の向上。
- ・利用者の作業技術の向上。

3 目標平均工賃月額

(1) 長野県の目標平均工賃月額

年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
目標平均工賃月額	24,000円	25,000円	26,000円

(2) 目標平均工賃月額の設定の考え方

ア 前提条件

本来目標とすべき平均工賃月額は、自立に必要な金額の目安である月額約12万5千円程度¹から、就労継続支援B型事業所の多くの利用者が受給している障害基礎年金2級の受給額(月額約68,000円)を引いた57,000円です。ただし、令和5年度の工賃実績が23,301円であることから、今後3年間でその目標額を達成することは難しい状況です。

イ 目標設定の考え方

そこで、本来目標とすべき平均工賃月額を中長期的に目指しつつ、平均工賃月額の計算方法が変更になったため令和6年8月に目標値を見直した「長野県障がい者プラン2024」の目標値(令和11年度:29,000円)に基づいて令和8年度までの目標を設定します。

○最低賃金の伸び率を勘案(※伸び率が0.1%であった令和2年度は除外)

	R5/H29 (a)	(a) /5年
最低賃金の平均伸び率	19.2%	3.84%

$$R5 \text{ 実績 } 23,301 \text{ 円} \times (1 + 0.0384 \times 3 \text{ 年}) = R8 \text{ 目標 } 25,985 \text{ 円 } \textcircled{1}$$

○全国工賃の伸び率を勘案

	R4/H29 (a)	(a) /5年
工賃伸び率上位10県の平均伸び率	20.3%	4.06%

$$R5 \text{ 実績 } 23,301 \text{ 円} \times (1 + 0.0406 \times 3 \text{ 年}) = R8 \text{ 目標 } 26,139 \text{ 円 } \textcircled{2}$$

$$\Rightarrow \textcircled{1} + \textcircled{2} / 2 = 26,062 \approx 26,000$$

¹ 長野市の生活保護受給額(20代~40代、精神障害2級、障がい者加算、住宅扶助を合わせた金額)約125,000円

4 工賃向上の取組方針

(1) 重点施策

ア 営業・経営に係るスキル習得支援

イ 仕事量（生産活動）の確保と、販路開拓の支援、販売機会の提供

ウ 専門的技術の習得支援

(2) 重点施策を推進するための取組

ア 営業・経営に関するスキル取得支援

- ・多くの事業所が、価格交渉や価格転嫁に課題を抱えています。また、企業経営のスキルや営業活動に精通していない事業所も少なくない状況であることから、セミナー等の開催により営業・経営スキルの習得を支援します。
- ・地域（農福）連携コーディネーターが民間企業・農業者等から業務受注のためのコーディネートを行う際に、価格（単価）設定や納期等について、事業所にとって一方的に不利な状況にならないよう企業等への啓発を行い、事業所の営業・経営の支援を行います。
- ・企業ニーズの把握とニーズに応じたサービス等の提供を行います。

イ 仕事量（生産活動）の確保、販路開拓の支援、販売機会の提供

- ・地域（農福）連携コーディネーターが、利用者それぞれの障がい特性に合った仕事や継続性のある仕事の確保と販路の開拓を支援します。
- ・障害者優先調達推進法に基づく県・市町村等による優先調達の取組の強化（意見交換会の開催等）に加えて、民間企業とのマッチングの場として、他部局で行われる商談会等の周知や情報共有を行います。
- ・県・市町村の庁舎等での販売会の開催や、多くの県民が集まるイベントや企業等での販売場所の確保などにより、販売機会を提供します。
- ・より多くの人に事業所の自主製品・受託業務を知ってもらうために、ホームページ等を活用したPR活動を行います。
- ・農業者及び事業所に対して、農福連携は農業分野における人手不足の解消や生産量アップ、障がい福祉の観点からは障がい者の就労機会の拡大や工賃向上につながることを周知し、取組を促進します。
- ・共同受注窓口の機能強化（事業所間・他業種との連携）を行います。
- ・通信販売サイト（まごころネット）の検討を行います。

ウ 専門的技術の習得

- ・農福連携技術指導員を事業所に派遣して専門的な農業技術を指導することにより、技術習得による品質向上・作業の効率化を図ります。
- ・民間専門技能活用支援により、民間企業等の技術の講習会の開催や専門家の派遣等により専門的技術の習得を図り、商品やサービスの高付加価値化や新商品等の開発を支援します。

エ 共通事項

- ・事業所や企業、県・市町村の機関等の好事例の情報提供等に努めます。
- ・農福連携事業を幅広く活用し、更なる推進を図ります。

5 工賃向上に向けた役割

(1) 県

- ・本計画の実施主体として、事業所に対する支援の実施と計画の進捗管理を行います。
- ・「福祉就労強化事業」の活用及び「障害者優先調達推進法」に基づく積極的な発注に努め、工賃向上の実現に取り組みます。
- ・市町村や企業（特に「パートナーシップ構築宣言²」を行っている企業や「あいサポート企業・団体³」、「ともいきカンパニー認定事業所⁴」等）における事業所への発注の推進が図られるよう、事業所が提供できる商品・サービスの紹介やマッチングの機会の提供等様々な働きかけを行うとともに、工賃向上のための価格交渉が可能となるよう、パートナーシップ構築宣言企業を増やしていくことや、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針等⁵の周知を行います。
- ・工賃向上は障がい者の自立生活を支えるための重要な取組ですが、就労継続支援B型事業所における支援は、利用者の状態によって日中活動の場の提供や居場所づくりから、一般就労への移行の取組まで様々です。利用者一人ひとりに合った日中活動の場が提供されるよう支

² 事業者が、サプライチェーン全体の付加価値向上、大企業と中小企業の共存共栄を目指し、「発注者」側の立場から、「代表権のある者の名前」で宣言するもの。

³ 信州あいサポート運動（県民が多様な障がいの特性の理解に努め、障がいのある人に温かく接するとともに、障がいのある人が困っているときに「ちょっとした手助け」を行うことにより共生社会を目指す運動のこと）に取り組むものとして県が認定した企業又は団体のこと。

⁴ 障がいのある人もない人も共に生きる長野県づくり条例（長野県障がい者共生条例）施行に伴い、合理的配慮の提供を推進するため、優れた合理的配慮の提供を行う事業所を認定する制度。

⁵ 令和5年11月29日付けで内閣官房及び公正取引委員会が発出した指針。

援を行います。

(2) 事業所

- ・事業所は、自ら作成した工賃向上計画に基づき、次のことに留意して職員及び利用者が自ら取り組めるよう努めることが求められます。

ア 事業所の管理者と全職員、利用者及びその家族が、工賃向上に係る共通認識と合意形成を図り、課題の整理と解決、取組の検討・見直しを行うこと

イ 事業所は、それぞれが策定した工賃向上計画に基づき、年度ごとに前年度実績や取組内容の検証を実施し、必要に応じて計画の見直しを行うこと

ウ 県や市町村、企業と連携し、工賃向上に寄与する研修会や商談会に積極的に参加すること

エ 地域との信頼関係を深め、他業種とのネットワークの構築に努めること

(3) 市町村

- ・「障害者優先調達推進法」に基づく積極的な発注や、イベント情報、販売機会の提供等が求められます。

(4) 民間企業・農業者等

- ・障がいのある方に対する理解を深め、事業所への発注の検討が求められます。
- ・積極的な施設外就労の受入れや、その検討が求められます。

6 進捗管理等

(1) 対象事業所の工賃実績の把握と公表

県は、厚生労働省が毎年度実施する「工賃実績調査」などを通じて、事業所の実績を把握するとともに、県のホームページ等で公表し、広く周知・情報提供を図ります。

(2) 工賃向上計画の進捗管理

県は、工賃向上計画に基づく取組を着実に実行するため、毎年度、事業所に工賃向上計画の見直しを促し、進捗管理を行うとともに、提出された計画や工賃実績調査の結果の分析を行い、支援に反映します。

また、地域（農福）連携促進コーディネーターが各事業所の計画を把握した上で、定期的に進捗状況を把握し、個々の事業所の状況に応じたアドバイスや各種支援策の有効活用を図ります。

「長野県障がい者工賃向上計画 2024」策定懇話会について

1 懇話会設置の目的

これまで、県では「長野県工賃倍増5か年計画」(H18～H23)に始まり、「長野県障がい者工賃向上計画 2021」(R3～R5)に至るまで、関係機関と協働して障がい者の工賃向上のための取組を推進してきた。その結果、障がい者の工賃は着実に向上しているものの、目標値には至らず、障がい者が地域で自立した生活を送るための十分な金額には至っていない。

当該計画は「長野県障がい者プラン 2024」で定めた支援の実施計画として位置付け、懇話会での有識者や関係者等の意見を踏まえて各種支援の実行方法等を検討し、具体的な計画の内容とする。

2 懇話会の構成員

(1) 有識者

氏名	役職	所属
田中 淳	取締役総務部長	大日本法令印刷株式会社
藤本 正男	管理者	特定非営利活動法人 佐久福祉事業団体傘の会 (就労継続支援 B 型事業所 すぎな作業所)
宮内 宏	管理者	一般社団法人 地の会 (就労継続支援 B 型事業所 アップ☆わ〜く)
百瀬 隆明	係長	社会福祉法人 安曇野市社会福祉協議会 (就労継続支援 B 型事業所 すてっぷワーク ま・めぞん)
綿貫 好子	理事長 所長	特定非営利活動法人 長野県セルフセンター協議会 社会福祉法人 廣望会 就労継続支援 B 型事業所 アトリエ CoCo

(敬称略、五十音順)

(2) 行政

氏名	役職	所属
藤木 秀明	課長	健康福祉部 障がい者支援課
中島 大輔	課長	産業労働部 労働雇用課
佐々木 直人	課長	農政部 農村振興課

(3) オブザーバー

特定非営利活動法人長野県セルフセンター協議会
福祉就労コーディネーター、地域(農福)連携促進コーディネーター
農福連携技術指導員

(4) 事務局

障がい者支援課共生社会推進係

3 懇話会の開催状況

第1回	R6.3.19 (火)	<ul style="list-style-type: none">・懇話会の趣旨、今後のスケジュール・これまでの工賃実績、取組内容・事業所の現状と課題について（事業所調査について）・工賃引上げに係る具体的な支援方法等について・目標工賃の設定の考え方について
第2回	R6.4.22 (月)	<ul style="list-style-type: none">・工賃向上計画の骨子案について・報酬改定について意見交換